

# 新規上場申請のための四半期報告書

(第8期第2四半期)

自 2020年4月1日

至 2020年6月30日

株式会社ヤプリ

## 表 紙

|  |    |
|--|----|
| 第一部 企業情報 .....                           | 1  |
| 第1 企業の概況 .....                           | 1  |
| 1 主要な経営指標等の推移 .....                      | 1  |
| 2 事業の内容 .....                            | 3  |
| 第2 事業の状況 .....                           | 4  |
| 1 事業等のリスク .....                          | 4  |
| 2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 ..... | 4  |
| 3 経営上の重要な契約等 .....                       | 5  |
| 第3 提出会社の状況 .....                         | 6  |
| 1 株式等の状況 .....                           | 6  |
| (1) 株式の総数等 .....                         | 6  |
| (2) 新株予約権等の状況 .....                      | 12 |
| (3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 .....      | 12 |
| (4) 発行済株式総数、資本金等の推移 .....                | 13 |
| (5) 大株主の状況 .....                         | 14 |
| (6) 議決権の状況 .....                         | 15 |
| 2 役員の状況 .....                            | 15 |
| 第4 経理の状況 .....                           | 16 |
| 1 四半期財務諸表 .....                          | 17 |
| (1) 四半期貸借対照表 .....                       | 17 |
| (2) 四半期損益計算書 .....                       | 18 |
| 第2 四半期累計期間 .....                         | 18 |
| (3) 四半期キャッシュ・フロー計算書 .....                | 19 |
| 2 その他 .....                              | 23 |
| 第二部 提出会社の保証会社等の情報 .....                  | 24 |

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】 新規上場申請のための四半期報告書  
【提出先】 株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 宮原 幸一郎 殿  
【提出日】 2020年11月13日  
【四半期会計期間】 第8期第2四半期（自 2020年4月1日 至 2020年6月30日）  
【会社名】 株式会社ヤプリ  
【英訳名】 Y a p p l i , I n c.  
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長CEO 廣原 保文  
【本店の所在の場所】 東京都港区六本木三丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー41階  
【電話番号】 03-6866-5730(代表)  
【事務連絡者氏名】 取締役CFO 経営管理本部長 角田 耕一  
【最寄りの連絡場所】 東京都港区六本木三丁目2番1号 住友不動産六本木グランドタワー41階  
【電話番号】 03-6866-5730(代表)  
【事務連絡者氏名】 取締役CFO 経営管理本部長 角田 耕一

# 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

### 1【主要な経営指標等の推移】

| 回次                         | 第8期<br>第2四半期累計期間            | 第7期                          |
|----------------------------|-----------------------------|------------------------------|
| 会計期間                       | 自 2020年1月1日<br>至 2020年6月30日 | 自 2019年1月1日<br>至 2019年12月31日 |
| 売上高 (千円)                   | 1,081,414                   | 1,721,107                    |
| 経常損失 (△) (千円)              | △262,644                    | △798,928                     |
| 四半期(当期)純損失 (△) (千円)        | △265,093                    | △789,757                     |
| 持分法を適用した場合の投資利益 (千円)       | —                           | —                            |
| 資本金 (千円)                   | 1,097,402                   | 1,097,402                    |
| 発行済株式総数 (株)                |                             |                              |
| 普通株式                       | 24,900                      | 24,900                       |
| A種優先株式                     | 6,650                       | 6,650                        |
| B種優先株式                     | 2,191                       | 2,191                        |
| C種優先株式                     | 2,721                       | 2,721                        |
| 純資産額 (千円)                  | 664,903                     | 929,997                      |
| 総資産額 (千円)                  | 1,598,558                   | 1,922,432                    |
| 1株当たり四半期(当期)純損失 (△) (円)    | △35.49                      | △105.72                      |
| 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円) | —                           | —                            |
| 1株当たり配当額 (円)               | —                           | —                            |
| 自己資本比率 (%)                 | 41.5                        | 48.3                         |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)      | △206,790                    | △698,539                     |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)      | △7,944                      | △602,788                     |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)      | △108,162                    | 2,115,082                    |
| 現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (千円)  | 711,761                     | 1,034,658                    |

| 回次                  | 第8期<br>第2四半期会計期間            |
|---------------------|-----------------------------|
| 会計期間                | 自 2020年4月1日<br>至 2020年6月30日 |
| 1株当たり四半期純損失 (△) (円) | △14.17                      |

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
4. 第7期及び第8期第2四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、1株当たり四半期(当期)純損失であるため、記載しておりません。
5. 当社は、第7期第2四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第7期第2四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

6. 2020年8月25日開催の取締役会決議に基づき、2020年9月14日付で株式1株につき300株の株式分割を行っておりますが、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期（当期）純損失を算定しております。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、関係会社はなく、その状況に変更はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第2四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っておりません。

#### (1) 経営成績の状況

当第2四半期累計期間におけるわが国経済は、個人消費が消費税による落ち込みから徐々に持ち直しの基調に向かいはじめておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により経済活動の減速による景気の悪化が懸念され、先行きが見通せない状況にあります。

当社が属するモバイルアプリ業界においては、iPhoneが誕生し2020年で約13年が経ち、現在はアプリがWebにアクセスする際のNo.1プラットフォームとなりました。次の10年は、アプリの利用企業の裾野がさらに広がり、ビジネスやマーケティングのあり方を次々に刷新していくと当社は考えております。

このような環境において、当社は、プログラミング不要で誰でも手軽に高品質なスマートフォンアプリを開発・運営できるYappli（ヤプリ）を提供しております。世の中のあらゆる体験がスマートフォンにシフトするのに合わせ、企業の自社アプリのニーズは急速に高まっております。その結果、当社のメインサービスであるYappliの月額システム利用料および初期制作が好調に推移しました。また、新規顧客獲得のために積極的な広告宣伝を実施しました。

この結果、当第2四半期累計期間の業績は、売上高1,081,414千円、営業損失259,304千円、経常損失262,644千円、四半期純損失265,093千円となりました。

なお、当社はアプリ運営プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

#### (2) 財政状態の分析

##### (資産)

当第2四半期会計期間末における資産合計は1,598,558千円となり、前事業年度末に比べ323,873千円減少いたしました。これは主に、現金及び預金が322,896千円減少したことによるものであります。

##### (負債)

当第2四半期会計期間末における負債合計は933,655千円となり、前事業年度末に比べ58,779千円減少いたしました。これは主に、借入金の返済により短期借入金が79,000千円減少したことによるものであります。

##### (純資産)

当第2四半期会計期間末における純資産合計は664,903千円となり、前事業年度末に比べ265,093千円減少いたしました。これは主に、四半期純損失の計上により利益剰余金が265,093千円減少したことによるものであります。

#### (3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、711,761千円となり、前事業年度に比べ322,896千円減少となりました。当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

##### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により使用した資金は206,790千円となりました。これは主に、税引前四半期純損失を262,644千円計上した一方で、未払金が65,520千円増加したことによるものであります。

##### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は7,944千円となりました。これは、有形固定資産の取得による支出が7,944千円あったことによるものであります。

##### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により使用した資金は108,162千円となりました。これは、短期借入金の純減少額が79,000千円、長期借入金の返済による支出が29,162千円あったことによるものであります。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第2四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更はありません。

(6) 研究開発活動

当第2四半期累計期間における研究開発活動の金額は、6,068千円であります。

なお、当第2四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### ① 【株式の総数】

| 種類     | 発行可能株式総数（株） |
|--------|-------------|
| 普通株式   | 970,000     |
| A種優先株式 | 10,000      |
| B種優先株式 | 10,000      |
| C種優先株式 | 10,000      |
| 計      | 1,000,000   |

- (注) 1. 2020年8月25日開催の臨時株主総会の決議に基づき、定款の一部変更を行い、2020年9月14日付で、A種優先株式、B種優先株式、C種優先株式に関する定款の定めを廃止するとともに、普通株式の発行可能株式総数を30,000株増加し、1,000,000株としております。
2. 2020年8月25日開催の臨時株主総会における決議により、2020年9月14日付株式分割に伴う定款の変更を行い、発行可能株式総数は42,754,400株増加し、43,754,400株となっております。

###### ② 【発行済株式】

| 種類     | 第2四半期会計期間末現在発行数（株）<br>(2020年6月30日) | 提出日現在発行数（株）<br>(2020年11月13日) | 上場金融商品取引所名<br>又は登録認可金融商品取引業協会名 | 内容  |
|--------|------------------------------------|------------------------------|--------------------------------|---|
| 普通株式   | 24,900                             | 11,313,600                   | 非上場                            | 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。<br>また、単元株式数は100株であります。<br>(注) 1, 2, 3, 4 |
| A種優先株式 | 6,650                              | —                            | 非上場                            | (注) 1, 5  |
| B種優先株式 | 2,191                              | —                            | 非上場                            | (注) 1, 5  |
| C種優先株式 | 2,721                              | —                            | 非上場                            | (注) 1, 2, 5   |
| 計      | 36,462                             | 11,313,600                   | —                              | —   |

- (注) 1. 2020年8月25日開催の取締役会においてA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2020年8月25日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式は、2020年8月25日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。
2. 2020年9月4日付で第5回新株予約権の権利行使が行われたことから、C種優先株式1,250株を発行しております。また、2020年9月11日付で株主からの取得請求権行使があったことから、新たに発行されたC種優先株式すべてを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。なお、当社が取得したC種優先株式は、同日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。これにより発行済株式総数は1,250株増加し、37,712株となっております。
3. 2020年8月25日開催の取締役会決議により、2020年9月14日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は11,275,888株増加し、11,313,600株となっております。
4. 2020年8月25日開催の臨時株主総会決議で定款変更が決議され、2020年9月14日付で単元株式数100株とする単元株制度を採用しております。
5. A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の内容  
(1) A種優先配当金、B種優先配当金及びC種優先配当金

- ① 当社は、定款に定める剩余金の配当を行うときは、第一に、C種優先株式を有する株主（以下「C種優先株主」という。）又はC種優先株式の登録株式質権者（以下「C種優先登録株式質権者」という。）、及びB種優先株式を有する株主（以下「B種優先株主」という。）又はB種優先株式の登録株式質権者（以下「B種優先登録株式質権者」という。）に対し、A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）、及び普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれの事業年度ごとに、C種優先株式1株につき、後記（2）「残余財産の分配」の①（a）に定めるC種基準価額（後記（2）「残余財産の分配」の⑥に基づき基準価額が調整された場合にはその調整後の金額を意味する。）に3%を乗じた金額に後記（3）「普通株式への転換請求権」の③で定めるC種優先株式1株に対して交付する普通株式数を乗じた額と同額の配当金（以下「C種優先配当金」という。）を、B種優先株式1株につき、後記（2）「残余財産の分配」の①（a）に定めるB種基準価額（後記（2）「残余財産の分配」の⑤に基づき基準価額が調整された場合にはその調整後の金額を意味する。）に3%を乗じた金額に後記（3）「普通株式への転換請求権」の③で定めるB種優先株式1株に対して交付する普通株式数を乗じた額と同額の配当金（以下「B種優先配当金」という。）を同順位で配当する。第二に、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、それぞれの事業年度ごとに、A種優先株式1株につき、後記（2）「残余財産の分配」の①（b）に定めるA種基準価額（後記（2）「残余財産の分配」の④に基づき基準価額が調整された場合にはその調整後の金額を意味する。）に3%を乗じた金額に後記（3）「普通株式への転換請求権」の③で定めるA種優先株式1株に対して交付する普通株式数を乗じた額と同額の配当金（以下「A種優先配当金」という。）を配当する。なお、当社がさらに剩余金の配当を行う場合には普通株主又は普通登録株式質権者に対してのみ配当するものとする。
- ② ある事業年度においてC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額がC種優先配当金の額に達しないとき、又はB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額がB種優先配当金の額に達しないとき、又はA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額がA種優先配当金の額に達しないときは、それぞれの不足額は、翌事業年度以降に累積しない。
- ③ C種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対しては、C種優先配当金を超えて配当は行わず、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対しては、B種優先配当金を超えて配当は行わず、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金を超えて配当は行わない。

## （2）残余財産の分配

### ① 残余財産の総額が金50億円未満の場合

- (a) 当社は、残余財産の分配をするときは、第一に、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者、及びB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者、及び普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につき金525,000円（以下本「残余財産の分配」において「C種基準価額」という。）と同額（以下「C種優先分配額」という。）、B種優先株式1株につき金180,000円（以下本「残余財産の分配」において「B種基準価額」という。）と同額（以下「B種優先分配額」という。）に達するまで同順位で分配を行う。
- (b) 上記（a）の分配が完了した後、なお残余財産がある場合には、当社は、第二に、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき金50,000円（以下本「残余財産の分配」において「A種基準価額」という。）と同額（以下「A種優先分配額」という。）に達するまで分配を行う。
- (c) 上記（a）及び（b）の分配が完了した後、なお残余財産がある場合には、当社は、第三に、普通株主及び普通登録株式質権者、A種優先株主及びA種優先登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者、並びにC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して持株数に応じて平等な割合で分配を行う。

### ② 残余財産の総額が金50億円以上金120億円未満の場合

- (a) 当社は、残余財産の分配をするときは、第一に、C種優先株主又はC種優先登録株式質権者、及びB種優先株主又はB種優先登録株式質権者に対し、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者、及び普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、C種優先株式1株につきC種優先分配額、B種優先株式1株につきB種優先分配額に達するまで分配を行う。

(b) 上記（a）の分配が完了した後、なお残余財産がある場合には、第二に、当社は、普通株主又は普通登録株式質権者、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者、並びにC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して持株数に応じて平等な割合で分配を行う。

③ 残余財産の総額が金120億円以上の場合

当社は、普通株主又は普通登録株式質権者、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者、並びにC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対して持株数に応じて平等な割合で分配を行う。

④ A種基準価額は、下記の定めに従い調整される。

(a) A種優先株式の分割又は併合が行われたときは、A種基準価額は以下のとおり調整される。なお、「分割・併合の比率」とは、株式分割又は株式併合後の発行済株式総数を株式分割又は株式併合前の発行済株式総数で除した数を意味するものとする。

$$\text{調整後A種基準価額} = \frac{1}{\text{分割・併合の比率}} \times \text{当該調整前のA種基準価額}$$

(b) A種優先株主に割当てを受ける権利を与えて株式の発行又は処分（株式無償割当てを含む。）を行ったときは、A種基準価額は以下のとおり調整される。なお、下記算式の「既発行A種優先株式数」からは、当該発行又は処分の時点における当社が保有する自己株式（A種優先株式のみ）の数を除外するものとし、自己株式を処分する場合は下記算式の「新発行A種優先株式数」は「処分する自己株式（A種優先株式）の数」と読み替えるものとする。

$$\text{調整後A種基準価額} = \frac{\text{既発行A種優先株式数} \times \text{当該調整前A種基準価額} + \text{新発行A種優先株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行A種優先株式数} + \text{新発行A種優先株式数}}$$

(c) 上記（a）及び（b）における調整額の算定上発生した1円未満の端数は切り捨てるものとする。

⑤ B種基準価額の調整については、上記④の規定を準用して調整されるものとし、規定中「A種」とあるのは、「B種」と読み替えて適用されるものとする。

⑥ C種基準価額の調整については、上記④の規定を準用して調整されるものとし、規定中「A種」とあるのは、「C種」と読み替えて適用されるものとする。

（3）普通株式への転換請求権（取得請求権）

A種優先株主は、株主となった日の翌日以降、当社に対して、A種優先株式を取得することを、B種優先株主は、株主となった日の翌日以降、当社に対して、B種優先株式を取得することを、C種優先株主は、株主となった日の翌日以降、当社に対して、C種優先株式を取得することを、それぞれ請求することができるものとし、当社は、A種優先株主、B種優先株主又はC種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式、B種優先株式又はC種優先株式を取得すると引換えに、下記に定める条件で当社の普通株式を当該A種優先株主、B種優先株主又はC種優先株主に対して交付するものとする。

① 当初取得価額

A種優先株式の取得価額（以下「A種取得価額」という。）は、当初、1株につき金50,000円、B種優先株式の取得価額（以下「B種取得価額」という。）は、当初、1株につき金180,000円、C種優先株式の取得価額（以下「C種取得価額」という。）は、当初、1株につき金525,000円とする。

② 取得価額の調整

(a) A種優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおりA種取得価額を調整する。

(i) 株式分割により当社の普通株式を発行する場合、以下の算式によりA種取得価額を調整する。ただし、以下の算式においては、当社の保有する当社の普通株式（以下「自己株式」という。）の数及び株式分割により自己株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。

$$\text{調整後A種取得価額} = \frac{\text{株式分割前発行済株式数}}{\text{株式分割後発行済株式数}} \times \text{調整前A種取得価額}$$

調整後のA種取得価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降（株式分割のための株主割当日がない場合は、当社の取締役会において株式分割の効力発生日と定めた日の翌日以降）これを適用する。

- (ii) 当社の普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって以下の算式により、A種取得価額を調整する。但し、以下の算式においては、自己株式の数は含まないものとする。

$$\text{調整後 A 種取得価額} = \frac{\text{調整前 A 種取得価額} \times \frac{\text{株式併合前 発行済株式数}}{\text{株式併合後 発行済株式数}}}{}$$

- (iii) 調整前のA種取得価額を下回る払込金額又は処分価額をもって当社の普通株式を発行又は自己株式を処分する場合（但し、取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由の発生による場合を除く。）、次の算式（以下「A種取得価額調整式」という。）によりA種取得価額を調整する。なお、調整後のA種取得価額は、払込期日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降、または、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。なお、自己株式処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「1株当たりの払込金額」は「1株当たりの処分価額」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後 A 種取得価額} = \frac{\text{調整前 A 種取得価額} \times \frac{\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}}{\text{既発行済株式数} - \text{自己株式数}} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新規発行株式数}}}{}$$

但し、本(iii)によるA種取得価額の調整は、A種優先株式の発行済株式数の過半数を有するA種優先株主がかかる調整を不要とした場合には調整は行われない。

- (iv) 調整前のA種取得価額を下回る価額をもって普通株式の交付と引換えに当社に取得される株式、新株予約権もしくはその他の証券を発行又は処分する場合、かかる株式、新株予約権もしくはその他証券の払込期日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式、新株予約権もしくはその他の証券の全てが当初の条件で取得又は行使等され普通株式が交付されたものとみなし、A種取得価額調整式において「1株当たりの払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後のA種取得価額とする。調整後のA種取得価額は、払込期日（会社法第209条第1項第2号が適用される場合は、同号に定める期間の末日）の翌日以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。但し、本(iv)によるA種取得価額の調整は、当社又は当社の子会社若しくは関連会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年十一月二十七日大蔵省令第五十九号。その後の改正を含む。）第8条に定める「子会社」及び「関連会社」を意味する。以下同じ。）の取締役、監査役、従業員又は顧問に対してインセンティブの付与を目的として発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。また、A種取得価額の調整は、A種優先株式の発行済株式数の過半数を有するA種優先株主がかかる調整を不要とした場合には調整は行われない。

- (v) 新株予約権の行使により発行される普通株式1株当たりの払込金額が調整前のA種取得価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合、かかる新株予約権の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが行使されたものとみなし、A種取得価額調整式において「1株当たりの払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後のA種取得価額とする。調整後のA種取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降これを適用する。但し、本(v)によるA種取得価額の調整は、当社又は当社の子会社若しくは関連会社の取締役、監査役、従業員又は顧問に対してインセンティブの付与を目的として発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。また、本(v)によるA種取得価額の調整は、A種優先株式の発行済株式数の過半数を有するA種優先株主がかかる調整を不要とした場合には調整は行われない。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、次の(i)ないし(iv)に該当する場合には、当社はA種優先株主及びA種優先登録株式質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後のA種取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、A種取得価額の調整を適切に行うものとする。

- (i) 合併、株式交換、株式移転、会社分割、若しくは資本の減少のためにA種取得価額の調整を必要とするとき。
  - (ii) 前(i)のほか、当社の発行済普通株式数（但し、当社が保有する当社の普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によってA種取得価額の調整を必要とするとき。
  - (iii) 上記(a)の(iv)に定める株式、新株予約権又はその他の証券につき、その取得・行使等により普通株式が交付され得る期間が終了したとき。但し、当該株式すべてが転換された場合を除く。
  - (iv) 上記(a)の(v)に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。但し、当該新株予約権すべてにつき行使請求が行われた場合を除く。
- (c) A種取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (d) A種取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後A種取得価額と調整前A種取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、A種取得価額の調整はこれを行わない。但し、その後A種取得価額の調整を必要とする事由が発生し、A種取得価額を算出する場合には、調整前A種取得価額はこの差額を差引いた額とする。
- (e) A種取得価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、その旨並びにその事由、調整後のA種取得価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなくてはならない。
- (f) B種取得価額は、上記(a)から(e)の定めを準用して調整されるものとし、規定中「A種」とあらるのは、「B種」と読み替えて適用されるものとする。
- (g) C種取得価額は、上記(a)から(e)の定めを準用して調整されるものとし、規定中「A種」とあらるのは、「C種」と読み替えて適用されるものとする。

### ③ 転換により交付すべき普通株式数

- (a) A種優先株式1株の取得を請求されたことにより当社が交付すべき普通株式の株式数は、次のとおりとする。

$$\text{A種優先株式1株に対して交付する普通株式数} = \frac{\text{A種優先株式1株当たりの払込金額}}{\text{A種取得価額}}$$

但し、A種優先株式の1株当たりの払込金額は、A種優先株式につき株式分割、株式併合又はこれに類する事由があった場合には、各比率に応じて適切に調整される。

- (b) B種優先株式1株の取得を請求されたことにより当社が交付すべき普通株式の株式数は、次のとおりとする。

$$\text{B種優先株式1株に対して交付する普通株式数} = \frac{\text{B種優先株式1株当たりの払込金額}}{\text{B種取得価額}}$$

但し、B種優先株式の1株当たりの払込金額は、B種優先株式につき株式分割、株式併合又はこれに類する事由があった場合には、各比率に応じて適切に調整される。

- (c) C種優先株式1株の取得を請求されたことにより当社が交付すべき普通株式の株式数は、次のとおりとする。

$$\text{C種優先株式1株に対して交付する普通株式数} = \frac{\text{C種優先株式1株当たりの払込金額}}{\text{C種取得価額}}$$

但し、C種優先株式の1株当たりの払込金額は、C種優先株式につき株式分割、株式併合又はこれに類する事由があった場合には、各比率に応じて適切に調整される。

- (d) 上記(a)から(c)に定める普通株式の数の算出にあたって各A種優先株主、B種優先株主又はC種優先株主に交付される普通株式の総数に1株に満たない端数が生じたときは、会社法第167条第3項の規定に従ってこれを取り扱う。

### (4) 普通株式を対価とする取得条項

- ① 主幹事証券会社からのA種優先株式の取得についての要請に基づき、当社が当社の発行する普通株式につき、金融商品取引所への上場申請を当社の取締役会において決議した日に、その前日までに取得請求のなかったA種優先株式を全て取得し、引き換えにA種優先株主に対して、上記(3)「普通株式への

「転換請求権」に基づいて定められるその時点におけるA種優先株式の1株当たりの払込金額をA種取得価額で除して得られる数の普通株式を交付する。

- ② 主幹事証券会社からのB種優先株式の取得についての要請に基づき、当社が当社の発行する普通株式につき、金融商品取引所への上場申請を当社の取締役会において決議した日に、その前日までに取得請求のなかったB種優先株式を全て取得し、引き換えにB種優先株主に対して、上記（3）「普通株式への転換請求権」に基づいて定められるその時点におけるB種優先株式の1株当たりの払込金額をB種取得価額で除して得られる数の普通株式を交付する。
- ③ 主幹事証券会社からのC種優先株式の取得についての要請に基づき、当社が当社の発行する普通株式につき、金融商品取引所への上場申請を当社の取締役会において決議した日に、その前日までに取得請求のなかったC種優先株式を全て取得し、引き換えにC種優先株主に対して、上記（3）「普通株式への転換請求権」に基づいて定められるその時点におけるC種優先株式の1株当たりの払込金額をC種取得価額で除して得られる数の普通株式を交付する。
- ④ 上記①から③に定める普通株式の数の算出にあたって、各A種優先株主、B種優先株主又はC種優先株主に交付される普通株式の総数に1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条第1項の規定に従ってこれを取り扱う。

#### （5）議決権

A種優先株主、B種優先株主及びC種優先株主は、普通株主と同様に、株主総会においてA種優先株式1株につき1個の議決権、B種優先株式1株につき1個の議決権、C種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

#### （6）種類株主総会（拒否権）

- ① 当社が以下の事項を行うためには、取締役会又は株主総会の決議に加えて、A種優先株主による種類株主総会、B種優先株主による種類株主総会及びC種優先株主による種類株主総会の決議を得るものとする。
  - (1) 会社の目的、商号、本店所在地、授権株式数の変更またはその他定款の変更
  - (2) 資本の減少
  - (3) 自己株式の買受
  - (4) 株式の分割、併合または種類変更
  - (5) 配当又は中間配当
  - (6) 合併、株式交換、株式移転又は会社分割。但し、会社法上株主総会を必要としない場合を除く。
  - (7) 営業もしくは事業の全部若しくは重要な一部の譲渡、譲受。但し、会社法上株主総会を必要としない場合を除く。
  - (8) 解散または清算
- ② 前項の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

#### （7）金銭と引換えにする取得請求権

- ① 優先株主は、当社が、事業譲渡又は会社分割により、当社の全部又は実質的に全部の事業を第三者に移転させた場合には、かかる移転の効力発生日を初日として30日間（以下、本「金銭と引換えにする取得請求権」において「取得請求期間」という。）に限り、保有する優先株式の全部又は一部を取得しその取得と引換えに本条の定めにより金銭を交付することを当社に請求することができる。
- ② 上記①の請求は、対象となる優先株式を特定した書面を当社に交付することにより行うものとし、取得請求期間の満了時に効力が生じるものとする。
- ③ 本条による優先株式の取得と引換えに交付される1株当たりの金銭は、それぞれ、以下に定める金額（以下本項において「取得金額」という。）とする。
  - (a) C種優先株式

取得請求期間の初日に当社が解散したとみなして前記（2）「残余財産の分配」を適用した場合にC種優先株式1株につき分配される額に相当する金額。但し、取得請求を行ったC種優先株主が、これよりも低い金額に同意した場合には、当該金額をもって取得金額とする。

(b) B種優先株式

取得請求期間の初日に当社が解散したとみなして前記（2）「残余財産の分配」を適用した場合にB種優先株式1株につき分配される額に相当する金額。但し、取得請求を行ったB種優先株主が、これよりも低い金額に同意した場合には、当該金額をもって取得金額とする。

(c) A種優先株式

取得請求期間の初日に当社が解散したとみなして前記（2）「残余財産の分配」を適用した場合にA種優先株式1株につき分配される額に相当する金額。但し、取得請求を行ったA種優先株主が、これよりも低い金額に同意した場合には、当該金額をもって取得金額とする。

- ④ 上記①による取得の請求があった場合、当社は取得請求期間の満了時において請求の対象となった優先株式を取得するものとし、直ちに取得金額に対象となる株式数を乗じた金額を優先株主に支払うものとする。

(8) 優先分配

- ① 前記（1）「A種優先配当金、B種優先配当金及びC種優先配当金」の定めにかかわらず、当社は、当社が吸收分割をする場合において会社法（平成17年法律第86号）第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定する剰余金の配当をするとき、又は当社が新設分割をする場合において同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定する剰余金の配当をするときには、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主又は普通登録株式質権者、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者、B種優先株主又はB種優先登録株式質権者並びにC種優先株主又はC種優先登録株式質権者に対し、前記（2）「残余財産の分配」を適用した場合に分配される普通株式1株につき分配される額に相当する金額、A種優先株式1株につき分配される額に相当する金額、B種優先株式1株につき分配される額に相当する金額、C種優先株式1株につき分配される額に相当する金額をそれぞれ配当する。

- ② 上記①に基づく配当財産の計算上生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

(2) 【新株予約権等の状況】

- ① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

- ② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日                      | 発行済株式総数<br>増減数（株） | 発行済株式総数<br>残高（株）  | 資本金増減額<br>(千円) | 資本金残高<br>(千円) | 資本準備金<br>増減額<br>(千円) | 資本準備金<br>残高<br>(千円) |
|--------------------------|-------------------|---|----------------|---------------|----------------------|---------------------|
| 2020年4月1日～<br>2020年6月30日 | —                 | 普通株式<br>24,900<br>A種優先株式<br>6,650<br>B種優先株式<br>2,191<br>C種優先株式<br>2,721 | —              | 1,097,402     | —                    | 1,097,402           |

- (注) 1. 2020年8月25日開催の取締役会においてA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2020年8月25日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種優先株式、B種優先株式、C種優先株式は、2020年8月25日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。
2. 2020年9月4日付で第5回新株予約権の権利行使が行われたことから、C種優先株式1,250株を発行しております。また、2020年9月11日付で株主からの取得請求権行使があったことから、新たに発行されたC種優先株式すべてを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。なお、当社が取得したC種優先株式は、同日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。これにより発行済株式総数は1,250株増加し、37,712株となっております。
3. 2020年8月25日開催の取締役会決議により、2020年9月14日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は11,275,888株増加し、11,313,600株となっております。
4. 2020年8月25日開催の臨時株主総会決議で定款変更が決議され、2020年9月14日付で単元株式数100株とする単元株制度を採用しております。

## (5) 【大株主の状況】

2020年6月30日現在

| 氏名又は名称                                | 住所   | 所有株式数<br>(株) | 発行済株式（自己<br>株式を除く。）の<br>総数に対する所有<br>株式数の割合<br>(%) |
|---------------------------------------|--|--------------|---|
| 庵原 保文                                 | 東京都武蔵野市  | 7,827        | 21.47   |
| 佐野 将史                                 | 東京都港区  | 7,827        | 21.47   |
| YJ 1号投資事業組合                           | 東京都千代田区紀尾井町1番3号  | 7,008        | 19.22   |
| グロービス 4号ファンド<br>投資事業有限責任組合            | 東京都千代田区二番町5番1号   | 3,709        | 10.17   |
| 黒田 真澄                                 | 千葉県柏市  | 2,763        | 7.58  |
| Eight Roads Ventures Japan II<br>L.P. | Pembroke Hall, 42 Crow Lane, Pembroke,<br>HM 19, Bermuda<br>45 Market Street, Suite 3120 Gardenia<br>Court, Camana Bay, George Town, Grand<br>Cayman, Cayman Islands | 2,529        | 6.94  |
| Globis Fund IV, L. P.                 | The Landmark @ One Market Street, Suite<br>300 San Francisco, CA 94105 United<br>States of America   | 2,224        | 6.10  |
| salesforce.com, inc.                  | 東京都港区北青山2丁目5番1号  | 1,400        | 3.84  |
| テクノロジーベンチャーズ4号<br>投資事業有限責任組合          | 東京都世田谷区  | 600          | 1.65  |
| 川田 尚吾                                 | 東京都世田谷区  | 160          | 0.44  |
| 計                                     | —  | 36,047       | 98.86   |

(注) 当社は、2020年9月14日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っておりますが、上記所有株式数について、当該株式分割前の所有株式数を記載しております。

(6) 【議決権の状況】

①【発行済株式】

2020年6月30日現在

| 区分             | 株式数（株）  | 議決権の数（個）  | 内容                         |
|----------------|---|---|----------------------------|
| 無議決権株式         | —   | —   | —                          |
| 議決権制限株式（自己株式等） | —   | —   | —                          |
| 議決権制限株式（その他）   | —   | —   | —                          |
| 完全議決権株式（自己株式等） | —   | —   | —                          |
| 完全議決権株式（その他）   | 普通株式 24,900<br>A種優先株式 6,650<br>B種優先株式 2,191<br>C種優先株式 2,721 | 普通株式 24,900<br>A種優先株式 6,650<br>B種優先株式 2,191<br>C種優先株式 2,721 | 「1 (1) ②発行済株式」の「内容」の記載を参照。 |
| 単元未満株式         | —   | —   | —                          |
| 発行済株式総数        | 36,462  | —   | —                          |
| 総株主の議決権        | —   | 36,462  | —                          |

- (注) 1. 2020年9月4日付で第5回新株予約権の権利行使が行われたことから、C種優先株式1,250株を発行しております。また、2020年9月11日付で株主からの取得請求権行使があったことから、新たに発行されたC種優先株式すべてを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。なお、当社が取得したC種優先株式は、同日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。これにより発行済株式総数は1,250株増加し、37,712株となっております。
2. 2020年8月25日開催の取締役会決議により、2020年9月14日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は11,275,888株増加し、11,313,600株となっております。
3. 2020年8月25日開催の臨時株主総会決議で定款変更が決議され、2020年9月14日付で単元株式数100株とする単元株制度を採用しております。

②【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、第2四半期会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）及び第2四半期累計期間（2020年1月1日から2020年6月30日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

### 4. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7－6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

|                   | 前事業年度<br>(2019年12月31日) | 当第2四半期会計期間<br>(2020年6月30日) |
|-------------------|------------------------|----------------------------|
| <b>資産の部</b>       |                        |                            |
| <b>流動資産</b>       |                        |                            |
| 現金及び預金            | 1,034,658              | 711,761                    |
| 受取手形及び売掛金         | 201,005                | 227,993                    |
| 仕掛品               | 11,029                 | 11,649                     |
| その他               | 60,904                 | 58,392                     |
| 貸倒引当金             | △2,214                 | △5,088                     |
| <b>流動資産合計</b>     | <b>1,305,382</b>       | <b>1,004,708</b>           |
| <b>固定資産</b>       |                        |                            |
| <b>有形固定資産</b>     |                        |                            |
| 建物（純額）            | 170,323                | 163,914                    |
| その他（純額）           | 40,146                 | 38,205                     |
| <b>有形固定資産合計</b>   | <b>210,470</b>         | <b>202,119</b>             |
| <b>無形固定資産</b>     |                        |                            |
| <b>投資その他の資産</b>   |                        |                            |
| 敷金及び保証金           | 287,376                | 286,940                    |
| <b>投資その他の資産合計</b> | <b>287,376</b>         | <b>286,940</b>             |
| <b>固定資産合計</b>     | <b>617,049</b>         | <b>593,850</b>             |
| <b>資産合計</b>       | <b>1,922,432</b>       | <b>1,598,558</b>           |
| <b>負債の部</b>       |                        |                            |
| <b>流動負債</b>       |                        |                            |
| 買掛金               | 6,772                  | 5,696                      |
| 短期借入金             | 310,500                | 231,500                    |
| 1年内返済予定の長期借入金     | 81,242                 | 118,742                    |
| 未払金               | 95,814                 | 159,676                    |
| 未払法人税等            | 12,983                 | 11,552                     |
| その他               | 137,195                | 125,221                    |
| <b>流動負債合計</b>     | <b>644,507</b>         | <b>652,389</b>             |
| <b>固定負債</b>       |                        |                            |
| 長期借入金             | 347,928                | 281,266                    |
| <b>固定負債合計</b>     | <b>347,928</b>         | <b>281,266</b>             |
| <b>負債合計</b>       | <b>992,435</b>         | <b>933,655</b>             |
| <b>純資産の部</b>      |                        |                            |
| <b>株主資本</b>       |                        |                            |
| 資本金               | 1,097,402              | 1,097,402                  |
| 資本剰余金             | 1,097,402              | 1,097,402                  |
| 利益剰余金             | △1,266,695             | △1,531,789                 |
| <b>株主資本合計</b>     | <b>928,109</b>         | <b>663,015</b>             |
| <b>新株予約権</b>      | <b>1,887</b>           | <b>1,887</b>               |
| <b>純資産合計</b>      | <b>929,997</b>         | <b>664,903</b>             |
| <b>負債純資産合計</b>    | <b>1,922,432</b>       | <b>1,598,558</b>           |

## (2) 【四半期損益計算書】

## 【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

| 当第2四半期累計期間<br>(自 2020年1月1日<br>至 2020年6月30日) |           |
|---|-----------|
| 売上高   | 1,081,414 |
| 売上原価  | 496,468   |
| 売上総利益                                       | 584,946   |
| 販売費及び一般管理費                                  | * 844,251 |
| 営業損失 (△)                                    | △259,304  |
| 営業外収益                                       |           |
| 受取利息  | 7         |
| 営業外収益合計                                     | 7         |
| 営業外費用                                       |           |
| 支払利息  | 3,347     |
| 営業外費用合計                                     | 3,347     |
| 経常損失 (△)                                    | △262,644  |
| 税引前四半期純損失 (△)                               | △262,644  |
| 法人税等  | 2,449     |
| 四半期純損失 (△)                                  | △265,093  |

## (3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期累計期間  
 (自 2020年1月1日  
 至 2020年6月30日)

|                     |           |
|---------------------|-----------|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー    |           |
| 税引前四半期純損失（△）        | △262,644  |
| 減価償却費               | 14,991    |
| のれん償却額              | 14,058    |
| 貸倒引当金の増減額（△は減少）     | 2,873     |
| 受取利息                | △7        |
| 支払利息                | 3,347     |
| 売上債権の増減額（△は増加）      | △26,988   |
| たな卸資産の増減額（△は増加）     | △619      |
| 前払費用の増減額（△は増加）      | △12,775   |
| その他の流動資産の増減額（△は増加）  | 1,312     |
| 仕入債務の増減額（△は減少）      | △1,075    |
| 未払金の増減額（△は減少）       | 65,520    |
| 未払費用の増減額（△は減少）      | △48,560   |
| 前受金の増減額（△は減少）       | 368       |
| 預り金の増減額（△は減少）       | △8,287    |
| その他                 | 59,404    |
| 小計                  | △199,082  |
| 利息の受取額              | 7         |
| 利息の支払額              | △3,376    |
| 法人税等の支払額            | △4,339    |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー    | △206,790  |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー    |           |
| 有形固定資産の取得による支出      | △7,944    |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー    | △7,944    |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー    |           |
| 短期借入金の純増減額（△は減少）    | △79,000   |
| 長期借入金の返済による支出       | △29,162   |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー    | △108,162  |
| 現金及び現金同等物の増減額（△は減少） | △322,896  |
| 現金及び現金同等物の期首残高      | 1,034,658 |
| 現金及び現金同等物の四半期末残高    | * 711,761 |

**【注記事項】**

(四半期損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当第2四半期累計期間  
(自 2020年1月1日  
至 2020年6月30日)

|          |           |
|----------|-----------|
| 給与及び手当   | 248,022千円 |
| 広告宣伝費    | 230,363   |
| 貸倒引当金繰入額 | 2,873     |

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

当第2四半期累計期間  
(自 2020年1月1日  
至 2020年6月30日)

|           |           |
|-----------|-----------|
| 現金及び預金勘定  | 711,761千円 |
| 現金及び現金同等物 | 711,761   |

(株主資本等関係)

当第2四半期累計期間（自 2020年1月1日 至 2020年6月30日）

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当社は関連会社を有していないため、該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期累計期間（自 2020年1月1日 至 2020年6月30日）

当社は、アプリ運営プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

|   |  |
|---|--|
|   | 当第 2 四半期累計期間<br>(自 2020年 1月 1 日<br>至 2020年 6月 30日) |
| 1 株当たり四半期純損失 (△)  | △35円49銭  |
| (算定上の基礎)  |  |
| 四半期純損失 (△) (千円)   | △265, 093  |
| 普通株主に帰属しない金額 (千円)   | —  |
| 普通株式に係る四半期純損失 (△) (千円)  | △265, 093  |
| 普通株式の期中平均株式数 (株)  | 7, 470, 000  |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要 | —  |

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので、また、1 株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。
2. 2020年 9月 14日付で普通株式 1 株につき 300 株の株式分割を行っておりますが、期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり四半期純損失を算定しております。

(重要な後発事象)

1. 優先株式の取得及び消却

当社は、2020年 8月 25日開催の取締役会において A 種優先株式、B 種優先株式、C 種優先株式のすべてにつき、定款に定める取得条項に基づき取得することを決議し、2020年 8月 25日付で自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。

また、当社が取得した A 種優先株式、B 種優先株式、C 種優先株式は、2020年 8月 25日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております

優先株式の普通株式への交換状況

(1) 取得及び消却した株式数

|         |          |
|---------|----------|
| A 種優先株式 | 6, 650 株 |
| B 種優先株式 | 2, 191 株 |
| C 種優先株式 | 2, 721 株 |

(2) 交換により交付した普通株式数

11, 562 株

(3) 交換後の発行済普通株式数

36, 462 株

2. 新株予約権の行使等

当社が発行いたしました第 5 回新株予約権は、2020年 9月 4 日付で、そのすべてについて権利行使されました。その概要は以下のとおりであります。

(1) 行使された新株予約権の数 1, 250 個

(2) 交付株式数 C 種優先株式 1, 250 株

(3) 資本金増加額 375, 000 千円

(4) 資本準備金増加額 375, 000 千円

また、2020年 9月 11日付で株主からの取得請求権行使があつたことから、新たに発行された C 種優先株式すべてを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。なお、当社が取得した C 種優先株式は、同日付で会社法第178条に基づきすべて消却しております。これにより発行済株式総数は 1, 250 株増加し、37, 712 株となっております。

優先株式の普通株式への交換状況

|                    |               |
|--------------------|---------------|
| (1) 取得及び消却した株式数    | C種優先株式 1,250株 |
| (2) 交換により交付した普通株式数 | 1,250株        |
| (3) 交換後の発行済普通株式数   | 37,712株       |

### 3. 株式分割及び単元株制度の採用

当社は、2020年8月25日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり株式分割を行っております。また、株式分割に伴い、2020年8月25日開催の臨時株主総会決議に基づき、2020年9月14日付で定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

#### (1) 株式分割及び単元株制度の目的

当社株式の流動性向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目的とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

#### (2) 株式分割の概要

##### ① 分割の方法

2020年9月13日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の有する普通株式を、1株につき300株で分割いたしました。

##### ② 分割により増加した株式数

|              |             |
|--------------|-------------|
| 分割前の発行済株式総数  | 37,712株     |
| 分割により増加した株式数 | 11,275,888株 |
| 分割後の発行済株式総数  | 11,313,600株 |
| 分割後の発行可能株式総数 | 43,754,400株 |

##### ③ 株式分割の効力発生日

2020年9月14日

## 2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年11月 5 日

株式会社ヤプリ  
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

鈴 芳英



指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

植草 寛



当監査法人は、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、「経理の状況」に掲げられている株式会社ヤプリの2020年1月1日から2020年12月31日までの第8期事業年度の第2四半期会計期間（2020年4月1日から2020年6月30日まで）及び第2四半期累計期間（2020年1月1日から2020年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ヤプリの2020年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上